

VI 環境保全班

1 環境整備

- (1) 廃棄物対策
- (2) 自動車リサイクル法
- (3) 浄化槽

2 環境保全対策事業

- (1) 水質汚濁防止法に基づく事業場
- (2) 公共用水域の水質の状況
- (3) 赤土流出防止関係
- (4) 土壌汚染対策関係
- (5) 大気関係

1 環境整備

(1) 廃棄物対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法という。）において、廃棄物は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物又は不要物であって、固形状または液状のものとしている。また、廃棄物のうち、20項目の産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。さらに、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等が別に定められている。

ア 一般廃棄物処理

一般廃棄物の処理については、市町村の事務として、各市町村が処理計画を定め、定期的にごみの回収等を実施するなど、区域内における適正処理に努めているところである。

管内の一般廃棄物処理施設設置状況をみると、表1-1、1-2のとおりごみ処理（焼却）施設が12施設、し尿処理施設が3施設となっている。

表1-1 管内におけるごみ処理（焼却）施設

(令和6年度末現在)

	実施主体	構成市町村	処理方式等		竣工年月	所在地
			処理方式	規模 (t/日)		
1	南部広域行政組合（旧糸満市豊見城市清掃施設組合）	糸満市、豊見城市	全連続+灰溶融	200	平成9年度	糸満市字東里74-1
2	南部広域行政組合（旧東部清掃施設組合）	西原町、与那原町、南城市、八重瀬町	准連続	98	昭和59年度	与那原町字板良敷1612
3	那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	全連続	450	平成17年度	南風原町字新川650
4	浦添市	浦添市	全連続+灰溶融	150	昭和57年度	浦添市伊奈武瀬1-8-1
5	久米島町	久米島町	機械化パッチ	20	平成元年	久米島町字阿嘉297-133
6	渡嘉敷村	渡嘉敷村	機械化パッチ	4	平成11年度	渡嘉敷村字渡嘉敷1845
7	座間味村	座間味村（阿嘉島）	機械化パッチ	3	平成9年度	座間味村阿嘉島地内
8	座間味村	座間味村	ガス化溶融	4	平成15年度	座間味村字座間味牧治地内
9	粟国村	粟国村	機械化パッチ	3	平成15年度	粟国村草戸原2334
10	渡名喜村	渡名喜村	ガス化溶融	2	平成14年度	渡名喜村高田地内
11	南大東村	南大東村	機械化パッチ	3	平成12年度	南大東村字池之沢1-1
12	北大東村	北大東村	機械化パッチ	2	平成13年度	北大東村字南211-1

表 1 - 2 管内におけるし尿処理施設

(令和6年度末現在)

	実施主体	構成市町村	処理方式等		竣工年月	所在地
			処理方式	規模 (k1/日)		
1	南部広域行政組合 (旧糸満市豊見城市清掃施設組合)	糸満市、豊見城市	二段活 (低希釈)	65	昭和56年度	糸満市字西崎町4-1
2	南部広域行政組合 (旧東部清掃施設組合)	与那原町、西原町、南城市 南風原町、中城村、北中城村	固液分離・ 希釈方式	107	平成26年度	西原町字小那覇963、964、 965、973の一部
3	南部広域行政組合 (旧島尻消防清掃組合)	八重瀬町	二段活 (低希釈)	34	昭和62年度	八重瀬町字新城2034-3

イ 産業廃棄物処理関連

他人の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の収集運搬または処分を「業」として行う場合は、廃棄物処理法に基づき、「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処分業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可が必要である。

表 2 管内における産業廃棄物収集運搬・処分業の許可事業者数

(令和6年度末現在)

業の種類	許可件数
産業廃棄物最終処分場	2
産業廃棄物収集運搬業	599
産業廃棄物中間処分業	65
特別管理産業廃棄物収集運搬業	91
特別管理産業廃棄物中間処分業	3

産業廃棄物については、不法投棄や不適正処理の事例が多く、自然の景観を損なうばかりでなく、地下水汚染、公共用水域への汚濁、悪臭、衛生害虫など、生活環境保全上の問題が懸念される。特に廃タイヤの不適正保管は、原野等に大量に長期間放置され蚊が大量に発生するなど、生活環境保全上支障をきたす問題が生じている。

管内においては、廃棄物の不法投棄に対するパトロールを随時実施しているところであるが、当保健所だけでは十分な対応が出来ないため、管内市町村及び関係警察署との連携を密にしながら監視の強化を図っている。

近年、都市地区の拡大、生活様式の多様化と相まって、廃棄物の量は増加の一途をたどり、その最終処分場の確保が大きな問題となっている。今後、住民並びに事業者は排出抑制を意識し、ごみの分別等の実施、再生利用の促進を図るなどして、廃棄物の減量化に努める必要がある。

(2) 自動車リサイクル法

平成17年1月1日より、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、自動車リサイクル法という。）が本格施行された。

これは、使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律である。現状のリサイクルの障害となっている部分について、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなる。具体的には、エアコンの冷媒として使われており、大気放出されると地球環境を破壊する「フロン類」、爆発性がある処理の難しい「エアバッグ類」、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る大量の「シュレッダーダスト」の3つについて自動車メーカーがリサイクルすることとなる。このようなリサイクル料金は、自動車所有の方に原則として、新車購入時または継続検査時にお支払い頂くことになる。

使用済自動車や廃車ガラは、自動車ユーザーや事業者間で有価取引・無価取引であろうと、全て自動車リサイクル法の規定により、廃棄物処理法上の「廃棄物」として扱われる。従ってこれらを取り扱う事業者で、引取業・フロン類回収業を行う業者については保健所長への登録、解体業・破砕業を行う業者については県知事からの許可が必要である。

表3 管内における自動車リサイクル登録及び許可業者数

(令和6年度末現在)

業の種類	登録・許可件数
引取業	137
フロン類回収業	56
解体業	39
破砕業	2

(3) 浄化槽

下水道などの整備されていない地域では、生活排水による河川等の汚染を防止して生活環境の保全を図るため、浄化槽法（以下「法」とする）第3条の規定により生活排水を浄化する「浄化槽」の設置が義務付けられている。

生活排水の内、トイレ以外の台所・風呂場・洗濯等の排水（以下、生活雑排水という）については、一般住宅などに対する規制はなかったが、河川や海域の汚染が生活雑排水によることがわかってきたことから法律が改正され、平成13年4月から新規で設置する浄化槽は、すべてトイレ排水と生活雑排水を処理できる浄化槽（合併処理浄化槽）とすることが法律で規定された（トイレ排水のみを処理する浄化槽は、「単独処理浄化槽」という）。令和6年度の設置届出状況は表4のとおりであり、令和6年度末現在、管内の浄化槽設置基数は、合併処理浄化槽13,585基、単独処理浄化槽15,045基である。

浄化槽を設置して使用すると、管理者は、県知事が指定した検査機関による年1回の法定検査を受ける義務がある。また、浄化槽の保守点検及び清掃を行う義務があるが、保守点検には専門的な知識と器具等が必要であるため、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託する必要がある。

保健所では、設置者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、法定検査の受検及び定期的な保守点検を実施するように、指導・助言を行っている。

表4 市町村別浄化槽設置届出基数（令和6年度）

市町村	人 槽					処 理 方 式		計
	20人以下	21～50人	51～100人	101～500人	501人以上	単 独	合 併	
糸満市	113	1	0	0	0	0	114	114
豊見城市	60	4	1	1	0	0	66	66
南城市	109	4	1	0	0	0	114	114
西原町	33	4	1	2	0	0	40	40
与那原町	6	1	0	0	0	0	7	7
南風原町	57	3	0	2	0	0	62	62
八重瀬町	143	8	2	0	0	0	153	153
浦添市	2	3	0	0	0	0	5	5
粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0
久米島町	3	0	0	0	0	0	3	3
渡名喜村	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	1	0	0	0	0	0	1	1
渡嘉敷村	0	1	0	0	0	0	1	1
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	1	0	0	0	0	0	1	1
合計	528	29	5	5	0	0	567	567

表5 南部保健所管内の浄化槽保守点検業者登録数（令和6年度末現在）

営業所市町村	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	八重瀬町	南風原町	西原町	久米島町
浄化槽保守点検業者数	9	8	8	3	5	7	2	8	1

2 環境保全対策事業

保健所では、河川・海域、大気、土壌等の生活環境の保全を図るため、各環境法令に基づき、水質モニタリングや、特定の事業場・事業現場における環境保全対策等の監視指導、各種届出における環境保全計画に対する指導、その他公害苦情処理業務を行っている。

(1) 水質汚濁防止法に基づく事業場

水質汚濁防止法に規定される「特定施設」を設置する際やその構造等を変更する際は、事前の届出が義務付けられている。(表1参照)

表1 水質汚濁防止法等関係届出状況(令和6年度)

法又は条例の区分	届出内容	届出件数
水質汚濁防止法	設置届出等	8
	構造等変更届出	1
	使用廃止届出	3
	設置届出等	0
沖縄県生活環境保全条例 (特定事業場関連)	構造等変更届出	0
	使用廃止届出	0

管内の特定事業場(特定施設を有する事業場)のうち、排水基準が適用される事業場へ重点的に立入調査を行い、排水の水質検査を行っている(表2参照)。

排水基準には、法で規定される「一律排水基準」と条例で水域ごとに規定される「上乗せ排水基準」があり、各々の基準を超過した特定事業場に対しては、適切な維持管理等基準達成に向けた指導を行っている。

表2 特定事業場への立入検査状況(令和4年~令和6年度)

年度	排出検査 事業場数	排水基準 不適合 事業場数	不適合検査項目					
			pH	BOD(COD)※	SS	油分	大腸菌 群数	その他
R4	8	0	0	0	0	0	0	0
R5	10	1	1	0	0	0	0	0
R6	18	1	1	0	0	0	0	0

※ BOD(COD): 河川へ放流する事業場はBOD、海域へ放流する事業場はCODで検査を実施。

【水質汚濁の指標である各用語の説明】

- ・ BOD(生物化学的酸素要求量): 水中の微生物が汚濁物等を酸化分解する際に必要とする酸素量。
- ・ COD(化学的酸素要求量): 水中の汚濁物等を化学的に酸化し、安定させる際に必要な酸素量。
- ・ SS(浮遊物質): 水中に懸濁している不溶解性の粒子状物質で、濁りなどの指標。

(2) 公共用水域の水質の状況

公共用水域の水質環境基準監視業務として、年間を通して管内の饒波川、報得川、雄樋川、牧港川と中城湾海域の水質調査を実施している

環境基本法第16条に基づき、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準として「水質汚濁に係る環境基準」が設定されている。中城湾はA類型、饒波川と雄樋川はD類型、報得川はE類型、牧港川C類型にそれぞれ分類されている。

ア 中城湾の水質の状況

中城湾は、沖縄本島中南部の東海岸に位置し、勝連半島・津堅島・久高島及び知念半島に囲まれた面積約240 k m²の水域で沿岸漁業の好漁場であるばかりでなく、大型タンカーの航行する良港である。令和元年度までは、基準点におけるCODの値は環境基準（COD 2 mg/L以下）を達成していたが、令和2年度は3地点とも超過していた。しかし、令和3年度からは環境基準を達成した。（表3参照）

表3 中城湾の基準点の水質（COD 単位：mg/L 年間75%値）

海域名	地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湾内2	〈13〉	1.7	2.8	2.0	1.0	1.0	1.2
湾内3	〈15〉	0.9	2.4	1.9	1.3	0.9	1.2
当添海岸	〈11-口〉	0.9	2.6	1.8	0.7	0.8	1.4

イ 河川の水質の状況

(ア) 饒波川

饒波川は、南城市大里を源とし南風原・八重瀬・豊見城の各市町を經由し国場川に合流する流域面積13.4km²、延長11kmの河川である。流域地域の人口の増大及び畜舎等からの汚水の流入により水質は汚染されていたが、豊見城市等の下水道事業の進展等もあり、年々水質は改善されてきている。基準点（石火矢橋）においては、平成12年度以降環境基準（BOD 8 mg/L以下）を達成している（表4参照）。

(イ) 報得川

報得川は南城市大里を源とし、八重瀬町を經由して、糸満海域に注ぐ、流域面積18.4 km²、延長 7.1 kmの河川である。上流域では畜舎排水、また、下流域では生活排水の流入も多い。基準点（水位計設置点）における水質は、平成17、18年度に環境基準（BOD 10 mg/L以下）を超過したが、19年度からは改善され環境基準を達成していた。しかし、令和4年度と令和6年度は、畜舎排水の影響で環境基準を超過していた。（表4参照）。

(ウ) 雄樋川

雄樋川は南城市の大城ダムを起点とし、南城市と八重瀬町の境界に沿って太平洋に注ぐ河川である。上流から中流にかけては畜舎が散在し、その排水が汚濁の主な原因となっている。石川橋の基準点では平成19年度に環境基準（BOD 8 mg/L以下）を超過したが、平成20年度からは改善され環境基準を達成している（表4参照）が近年は、悪化状況にある。

(エ) 牧港川

牧港川は西原町幸地を源とする牧港川と宇地泊川がそれぞれ、浦添市、宜野湾市を経て国道58号線の付近で合流後牧港湾に注ぐ、流域面積12km²、延長11kmの河川である。主な汚濁源は、生活排水となっている。基準点（境橋上流50m）における水質は、平成16～20年度に環境基準（BOD 5mg/L以下）を超えたが、平成21年度からは改善され環境基準を達成している（表4参照）。

表4 河川（基準点）の水質（BOD:生物化学的酸素要求量、単位：mg/L、75%値）

河川名	地点	環境基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
饒波川	石火矢橋	8以下	4.3	3.0	5.2	3.1	2.6	3.5
報得川	水位計設置点	10以下	5.2	9.3	6.6	24.0	10.0	12.0
雄樋川	前川	8以下	3.9	2.3	1.7	1.6	1.4	1.0
	石川橋	〃	4.1	4.8	4.1	4.9	6.6	7.5
牧港川	境橋上流50m	5以下	2.2	2.2	1.3	1.9	2.2	0.6
	大謝名橋上流200m	〃	2.4	1.9	1.5	2.0	1.0	0.6

ウ 管内における魚類のへい死事故の状況

管内の河川は流程が短く、平時の流量が少ない為、人為的要因や気象など様々な要因により魚類のへい死事故が発生しやすい環境にある。事故時には定められた連絡体制において現地調査や水質等の検査を行い、原因究明や水質保全対策を図っている。

南部保健所管内において過去5年間に発生した魚類のへい死事故は表5のとおり。

表5 管内における魚類のへい死事故発生件数(令和2年度～令和6年度)

河川名	R2	R3	R4	R5	R6
饒波川	0	0	0	0	0
報得川	0	0	2	0	0
雄樋川	1	0	0	0	0
国場川	0	1	0	0	0
牧港川	0	0	0	0	0
その他	4	2	0	0	0
計	5	3	2	0	0

(3) 赤土等流出防止関係

開発事業等によりむきだしになった表土へ雨が降り、赤土等が河川・海域に流出することで自然環境や県民生活へ深刻な被害を及ぼす。特に復帰後の急速な開発による赤土等の流出は大きな社会問題となったことから、県では平成6年に沖縄県赤土等流出防止条例を制定し、翌年10月に施行した。この条例では、工事を行う際の赤土等流出防止措置の努力義務や、1千m²以上の土地の改変を行う際の事前の届出・通知義務、基準に適合した赤土等流出防止施設の設置・管理義務等が定められている。条例の施行により、制定前の平成5年度に約52.1万tであった県全域の赤土等推定年間流出量は、令和3年度にはその約47%の約24.6万tまで大幅に減少した。

南部保健所では、上記の届出・通知の審査・指導を行っており、表6に過去5年間における届出・通知件数を示す。また、表7に過去5年間における届出・通知の内訳を示す。

表 6 赤土等流出防止条例に係る届出・通知の件数（令和 2 年～令和 6 年度）

	R2	R3	R4	R5	R6
公共	152	160	140	120	122
民間	130	94	92	109	93
合計	282	254	232	229	215

表 7 赤土等流出防止条例に係る届出・通知の内訳（令和 2 年～令和 6 年度）

	R2	R3	R4	R5	R6
施設整備・建設	124	132	101	102	102
道路改良	49	48	50	36	36
磁気探査	12	13	0	0	0
農地造成	10	10	6	8	13
送排水路	15	10	2	1	2
河川改修	16	5	4	4	1
宅地造成	20	18	32	19	25
その他	36	18	37	59	36

（４） 土壌汚染対策関係

工場等で用いられる有害物質等が原因で土壌が汚染されると、人が直接、又は地下水等を経由し間接的に摂取するリスクが生じる。このリスクを管理し国民の健康を保護するため、平成14年に土壌汚染対策法が交付され、翌年 2 月より施行されている。

同法では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査義務や、一定規模以上（3000㎡以上又は現に有害物質使用特定施設が設置されている操業中の工場又は事業場の敷地等においては900㎡以上）の土地の形質変更を行う際の届出義務等が定められており、後者において土壌汚染のおそれがあると認められる場合には土壌汚染状況の調査命令が発出される。

南部保健所では、管内の同法に基づく届出等の審査を行っており、表 8 にそれらの件数を示す。公共事業が全数の約 5～6 割を占めている。また過去 3 年間において、土壌汚染のおそれがあると認められ調査命令を行った件数は 0 件であった。

表 8 土壌汚染対策法に係る届出件数(令和 4 年度～令和 6 年度)

年度	R4	R5	R6
公共	30	23	25
民間	17	23	20
合計	47	46	45

(5) 大気関係

(ア) 大気汚染防止法等

大気汚染防止法又は沖縄県生活環境保全条例に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設又は水銀排出施設を設置等しようとする場合、又は特定粉じん等排出作業を実施しようとする場合は、事前に届出が必要である。なお、法改正に伴い、平成30年度から水銀排出施設に係る届出が必要となった。

このうち、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設については、法よりも規模が小さいもの等を条例の対象としている。

また、令和3年4月の大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体等工事を行う場合は、石綿事前調査結果報告が必要となった。他の各種届出が数件であるのに対し、同報告件数は926件となっている。(表9参照)

表9 大気汚染防止法等関係届出状況(令和6年度)

法又は条例の区分	届出内容		届出件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	設置届出等	4
		構造等変更届出	1
		使用廃止届出	2
	一般粉じん発生施設	設置届出等	4
		構造等変更届出	0
		使用廃止届出	0
	水銀排出施設	設置届出等	0
		構造等変更届出	0
		使用廃止届出	0
		特定粉じん排出等作業実施届出	8
	石綿事前調査結果報告	926	
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	設置届出等	0
		構造等変更届出	0
		使用廃止届出	0
	一般粉じん発生施設	設置届出等	4
		構造等変更届出	0
		使用廃止届出	1

(イ) フロン排出抑制法

エアコンや冷蔵庫等に使用されているフロンガスは、大気中に放出されるとオゾン層の破壊及び地球温暖化を引き起こす原因となる。このため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」では、業務用冷凍空調機器の整備等におけるフロン類の充填・回収に関する基準を定めている。

同法においてフロン類の充填・回収を行おうとする者に都道府県の登録を義務づけており、各保健所において管内の登録業務を行っている。南部保健所管内における第一種フロン類充填回収業者数は、令和6年度末現在173件である。

(ウ) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類は、主に物質の焼却に伴って生成される有害物質である。平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、政令で定められた施設は、設置届出、規制基準の遵守、ダイオキシン類測定結果の報告等が義務付けており、各保健所において管内の届出や測定結果報告書の審査及び受理、立入検査を行っている。南部保健所における特定施設件数は、令和6年度末現在26件である。